

## 研修アンケート

研修の受講お疲れ様でした。

今後の社内研修に反映させて参りますのでご感想をご記入下さい。

### 研修で学んだことをご記入下さい

利息の支払、配当金の受取り、使用料の支払などにおいて源泉徴収される場合に、租税条約における減免措置を受けることができるか確認が必要である。租税条約の減免措置の適用を受けるためには、その利息、使用料の支払をする日又は配当の支払を受ける日の前日までに租税条約に関する届出書の提出が必要となる。利息や使用料の支払において届出書の提出を行わず原則通りの源泉徴収をした場合には、租税条約で定められた源泉徴収税額との差額を還付請求することができるが、還付を受けるための手続きに手間がかかるため、最初の時点で、減免措置の適用を受けることができるかの確認と届出書の提出を行うなどの適切な対応をとることが重要である。

### 研修の中で、実際に活かせる点をご記入下さい

- ・ 国外事業者が行う国内事業者向け電気通信利用役務の提供にはリバースチャージ方式が適用される。リバースチャージ方式では、国外事業者が行う事業者向け電気通信利用役務の提供を受ける国内事業者が納税義務者となる。ただし、当面の間、課税売上割合が95%以上又は簡易課税の適用を受ける事業者については経過措置がとられているためリバースチャージ方式による申告・納税を行う必要はない。
- ・ 租税条約は国内法に優先されるが、租税条約よりも国内法が有利な場合には国内法が優先されることがある。検討順序としては、その取引について最初に国内法による原則的な取り扱いを検討し、その上で租税条約における規定を確認することになる。

### 質問事項・疑問点・意見をご記入下さい

特にありません。

### 感想をご記入下さい

国内で事業を行う企業であったとしても海外への支払いで源泉徴収が必要である取引を行う可能性はあるので、そのような取引があった場合には、まず支払内容を確認し国内法に基づいて源泉徴収が必要であるかの検討を行いその上で租税条約の取扱いを調べるという対応を取ることができるように基本的な部分から知識を積むことが大事であると感じた。

また、リバースチャージについても、現在は経過措置がとられているが、研修資料と法令をよく読んでリバースチャージに該当する取引があった場合に対応できるようにしておく必要があると感じた。

ご記入ありがとうございました！